

令和6年草加市議会議会運営委員会要点記録（第20回）

◆開会年月日	令和6年6月24日（月曜日）									
◆開催の場所	第3委員会室									
◆出席委員	石川祐一	委員長	田川浩司	委員						
	木村忠義	副委員長	斉藤雄二	委員						
	森 覚	委員	松井優美子	委員						
	中島綾菜	委員	佐藤利器	委員						
	田中宣光	委員								
◆欠席委員	なし									

◆協議事項	1 検討事項「会議時間について」
	2 検討事項「議会改革について」
	* ポロシャツの着用について＜発議者：佐藤委員＞

◆議事内容

午前11時36分開会

1 検討事項「会議時間について」

6月5日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた検討事項「会議時間について」ご協議いただきたい。（別紙参照） → 了解

※「まず、1会議時間について、会議終了時刻のめどを決めることの可否についてSOKA新政から意見を伺いたい。」＜石川委員長＞

※「前回述べたとおり、時々議長の判断で翌日に持ち越す等するでよい。」
＜佐藤委員＞

※「まとまるところで。一旦午後5時の段階で判断すればよい。」＜森委員＞

※「まとまるところで。」＜田中委員＞

※「まとまるところで。」＜斉藤委員＞

※「まとまるところで。」＜中島委員＞

※「午後7時とは決めずに午後5時の段階で、必要に応じて延会の判断について協議を行うことでよいか。」＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 会議時間について、午後5時の段階で必要に応じて延会の判断について協議することを決定

2 検討事項「議会改革について」

6月5日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた検討事項「議会改革について」ご協議いただきたい。（別紙参照） → 了解

なお、進め方については次の通りといたしたい。

・参考人の活用についてを先に協議してから、グループ③の協議を行うことといたしたい。 → 了解

※「2-1「議会改革について」参考人の活用について、議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋のとおりでよいか。」

＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 参考人の活用について、議会運営に関する申し合わせ事項に（案）の通り追加することを決定

※「次に、２－２「議会改革について」グループ③について、実施の有無について一項目ずつ①からSOKA新政から意見を伺いたい。」＜石川委員長＞

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
①一問一答式の導入	会派内で意見がまとまっていない。やるのであれば、やり方についてはどのようにやるか慎重に検討することが必要	了解するが、一問一答式にするかは各議員個人の選択制にするのはどうか	まとまるところで	行う	選択制
②反問権（逆質問・反論）の導入	要検討	行う	まとまるところで	行う	要検討
③総合計画や行政評価等に基づいた、予算・決算審査及び評価 予算・決算審査の連動	調査研究が必要	行う	まとまるところで	行う	調査研究して効果があれば実施してもよい
④議会活動に関する評価・検証	調査研究が必要	まとまるところでよいが、行う	まとまるところで	行う	調査研究が必要

※「①以外はSOKA新政が△のような状態なので、今後は一つずつ議会運営委員会が開催されるときに調査研究していけばいいのではないかな。一問一答式の導入では有用性、メリット・デメリットがあると思う。」＜田中委員＞

※「一問一答式や反問権の導入は制限時間も含めて検討しなければならないので、議会運営委員会で協議する内容なのか。」＜佐藤委員＞

※「過去の議会運営委員会で、検討事項「議会改革について」は議会運営委員会で協議していくことが決定している。①一問一答式の導入について、全会派行うことでまとまっているのであれば、次回、議会事務局で他市の事例をお示しするので、それを参考に御協議いただきたい。」＜武田事務局長＞

※「①一問一答式の導入について、今後は他市の事例を参考に協議していくことでよいかな。また①がまとまり次第、②～④の調査研究を行うことでよいかな。」＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ ①一問一答式の導入については次回、他市の事例を参考に協議することを決定

→ ①がまとまり次第、②～④を調査研究することを決定

※「次回の議会運営委員会は７月２３日（火）午後１時３０分からでよいかな。」＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 7月23日（火）午後1時30分から議会運営委員会を開催することを決定

*** ポロシャツの着用について**

※「ポロシャツの着用を認めてもらいたい。」＜佐藤委員＞

※「現行の規定は。」＜田中委員＞

※「執行部も過去、田中市長時代に職員のポロシャツの着用が一時的に可となったがその後は不可となっている。議会ではポロシャツの着用を議論したことはなく、執行部の運用に合わせていた。」＜武田事務局長＞

※「議場に入るときは上着を着て、議場の中では着ても着なくてもいいと、ただ傍聴の方から、あんなだらしない恰好でやっているのか、品位がないと言われたので、今までは△でやってきたのではないか。」＜松井委員＞

※「議会事務局からもらった草加市身だしなみガイドライン、他市事例の資料を参考に各会派持ち帰って、確認いただければ。」＜佐藤委員＞

※「ポロシャツの着用についても7月23日（火）に協議することによいか。」＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ ポロシャツの着用についても7月23日（火）の議会運営委員会で協議することを決定

午後零時03分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 議会運営委員会検討事項
- ・ 議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

議会運営委員会協議事項

令和6年6月24日（月）

第3委員会室

1 検討事項「会議時間について」

6月5日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた検討事項「会議時間について」 ご協議いただきたい。（別紙参照）

2 検討事項「議会改革について」

6月5日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた検討事項「議会改革について」 ご協議いただきたい。（別紙参照）

なお、進め方については次の通りといたしたい。

- ・参考人の活用についてを先に協議してから、グループ③の協議を行うことといたしたい。

議会運営委員会検討事項

1 会議時間について

項目/案	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
会議終了時刻のめどを決めることの可否について (案) 午後7時をめどとし、再開のめどが立たない場合は、翌日に持ち越す等する。 ※現状は特段の定めなし。	午後7時と決めず、時間を区切って、再開のめどが立たない場合は、翌日に持ち越す等するでよい。	状況に応じて、議長判断で、再開のめどが立たない場合は、翌日に持ち越す等するでよい。	・まとまるところでよいが、時間にめどはつけて、議長判断でよい。 ・翌日に持ち越す場合、影響があるので慎重に検討した方がよい。	午後7時をめどとし、再開のめどが立たない場合は、翌日に持ち越す等でよい。	午後7時をめどとし、再開のめどが立たない場合は、翌日に持ち越す等でよい。

2-1 「議会改革について」 参考人の活用について

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
・議会運営に関する申し合わせ事項(案)一部抜粋 (案) のとおり申し合わせることでよいのか？					

２－２ 「議会改革について」グループ③ 実施の有無に加え具体的な実現方法の検討も必要なもの

項目	SOKA新政	公 明 党	自由市民	市民共同	立憲民主党
①一問一答式の導入				行う	
②反問権（逆質問・反論）の導入				行う	
③総合計画や行政評価等に基づいた、予算・決算審査及び評価 予算・決算審査の連動				行う	
④議会活動に関する評価・検証				行う	

議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

（令和 年 月 日）
議会運営委員会 決定

14 人事案件について

(1) 人事案件候補者による各会派控室へのあいさつは、議案が当初に提出された場合は、行わないものとする。

(2) 人事案件については、委員会付託を省略するものとする。

会規37③

(3) 人事案件候補者から所信を聴くため、本会議における参考人として出席を求めようとする場合は、当該議案の議案質疑の発言通告の受付期間中に、所定の様式に参考人を求める対象となる議案名、出席を求める参考人候補者の氏名及び意見を聴取する事項を記載し、議会事務局へ提出すること。提出の方法は発言通告と同様とする。

法115②

(4) 意見を聴取する事項は、「〇〇〇〇〇〇候補者としての所信について」とする。

(5) 人事案件候補者が執行部（説明員）である場合は、議案質疑における質疑の一環で所信を求めるものとし、参考人としての出席要求は行わない。

(6) 提出があった場合は、出席要求の可否について議会運営委員会で協議を行った上で、本会議における参考人として出席要求を行うものとする。

(7) 意見を聴取する時期は、原則として議案の説明後から議案質疑までの間とする。

(8) 参考人の意見に対する質疑は、行うことができる。